

規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成五年埼玉県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第六条及び第十一条中「き損」を「毀損」に改める。

様式第四号（表面）及び様式第六号（表面）中「㊦」を削る。

様式第八号中「㊦」を「㊧」に改め、「㊦」を削り、「㊧」を削る。
に改める。

様式第九号中「㊦」を「㊧」に改め、「㊦」を削る。

様式第十一号中「㊦」を削る。

様式第十三号中「㊦」を「㊧」に改め、「㊦」を削り、「㊧」を「㊨」
に改める。

様式第十四号から様式第十七号まで、様式第十九号（一）（表面）及び様式第十
九号（二）（表面）中「㊦」を「㊧」に改め、「㊦」を削る。

様式第二十号中「㊦」を削る。

様式第二十一号中「㊦」を「㊧」に改め、「㊦」を削る。

様式第二十二号（第一面）及び様式第二十三号（表面）中「㊦」を削る。

様式第二十五号中「㊦」を「㊧」に改め、「㊦」を削る。

様式第二十五号の二中「㊦」を削る。

様式第二十六号中「㊦」を「㊧」に改め、「㊦」を削る。

様式第二十七号（第一面）、様式第二十八号、様式第二十九号、様式第三十号（表
面）、様式第三十一号、様式第三十一号の二（表面）、様式第三十一号の三から様
式第三十二号まで、様式第三十三号（第一面）、様式第三十四号（第一面）、様式
第三十五号（表面）及び様式第三十六号（表面）中「㊦」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に定める様式による用紙
は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。